認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について（公告）

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第260条の46第2項の規定により次のとおり公告する。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内に申し出ること。

令和 7年 8月22日

岡山市長　大 森 雅 夫

１　認可地縁団体に関する事項

名　　称　　国ケ原町内会

区　　域　　岡山市北区御津国ケ原の区域のうち257番地1から257番地2のヴィナラリー国ケ原を除く区域

主たる事務所の所在地　　岡山市北区御津国ケ原374番地1

２　申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

　（１）　土地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地　目 | 面　積 | 所　在　地 |
| 山林 | 33,867㎡ | 岡山市北区御津国ケ原1185番地 |
| 山林 | 14,545㎡ | 岡山市北区御津国ケ原1186番地 |

（２）　表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

(別紙のとおり)

３　異議を申し述べることができる者の範囲

（１）　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

（２）　申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

（３）　申請不動産の所有権を有することを疎明する者

４　異議を申し述べることができる期間及び方法

（１）　期　間　　　令和7年 8月22日から令和 7年11月21日まで

（２）　岡山市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出すること。

５　問い合わせ先

　　　岡山市北区役所総務・地域振興課